

## 大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例

制定	昭 40.	4.	1 条例	32
改正	昭 54.	12.	27 条例	37
改正	昭 62.	2.	20 条例	3
改正	平 13.	3.	5 条例	20
改正	平 28.	5.	26 条例	82
改正	平 28.	10.	5 条例	98

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 40 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、大阪都市計画大阪港臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物の建設等の規制について必要な事項を定めるものとする

### (定義)

第 2 条 この条例で商港区、特殊物資港区、工業港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区とは、昭和 40 年大阪市告示第 112 号により指定された商港区、特殊物資港区、工業港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区をいう。

### (禁止構築物)

第 3 条 法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める建築物その他の構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げるもの以外のものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて建設等を許可したものを除く。

### (罰則)

第 4 条 法第 40 条第 1 項の規定に違反した者は、300,000 円以下の罰金に処する。

### (施行の細目)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則 (昭 40. 4. 1 施行、告示第 111 号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例施行の際、現に建設中の建築物その他の構築物は、この条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

#### 附 則 (昭 54. 12. 27 条例 37 昭 55. 1. 1 施行、告示第 776 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

#### 附 則 (昭 62. 2. 20 条例 3)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、マリーナ港区に関する改正規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、この条例施行の際、現に建設中の建築物その他の構築物は、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

#### 附 則 (平 13. 3. 5 条例 20)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、この条例の施行の際、現に建設中の建築物その他の構築物は、現に存する建築物その他の構築物とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平 28. 5. 26 条例 82)

- 1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平 28. 10. 5 条例 98)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

分 区	建 築 物 そ の 他 の 構 築 物
商 港 区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設（流通加工を行うために必要な作業を行う工場を含む。以下同じ。）及びその附帯施設</p> <p>(4) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及びその附帯施設</p> <p>(5) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設</p> <p>(6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信その他これらに類する施設で市長が指定するもの</p> <p>(7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設</p> <p>(8) 第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場</p> <p>(9) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</p> <p>(10) 第2号の事業に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設</p> <p>(11) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための旅館及びホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号の営業の用に供するものを除く。以下同じ。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店（同条第1項第1号から第3号までの営業の用に供するものを除く。以下同じ。）その他市長が指定する便益施設</p> <p>(12) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業、保険業その他これらに類する営業で市長が指定するもの（以下「銀行業等」という。）の用に供する店舗（郵便局を含む。）</p> <p>(13) 第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド</p>
特殊物資港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設及びその附帯施設</p> <p>(4) 第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場</p> <p>(5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</p> <p>(6) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店その他市長が指定する便益施設</p> <p>(7) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）</p> <p>(8) 第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド</p>

分 区	建 築 物 そ の 他 の 構 築 物
工 業 港 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</li> <li>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所</li> <li>(3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設</li> <li>(4) 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設</li> <li>(5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</li> <li>(6) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者のための休泊所及び診療所</li> <li>(7) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設</li> <li>(8) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）</li> <li>(9) 第2号又は第3号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド</li> </ul>
保 安 港 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号、第8号の2、第9号、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</li> <li>(2) 危険物又は危険物以外の油類を取り扱う業を営む者の事務所</li> <li>(3) 消火施設その他の危険防止施設</li> <li>(4) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</li> </ul>
マリーナ港区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第8号の3及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設</li> <li>(2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設</li> <li>(3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、休泊所、クラブ事務所、スポーツ施設、レクリエーション施設その他市長が指定する福利厚生施設</li> <li>(4) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</li> <li>(5) レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための旅館及びホテル、物品販売店（風営法第2条第6項第5号の営業の用に供するものを除く。以下同じ。）、飲食店その他市長が指定する便益施設</li> </ul>

分 区	建 築 物 そ の 他 の 構 築 物
修景厚生港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の3、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂、展望施設、研究施設、研修施設その他市長が指定する業務施設</p> <p>(3) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</p> <p>(4) 旅館及びホテル、公衆浴場（風営法第2条第6項第1号の営業の用に供するものを除く。）、診療所、物品販売店、ガソリンスタンド、飲食店、遊技場、劇場（同項第3号の営業の用に供するものを除く。）、運動競技場及びその附帯施設その他市長が指定する便益施設</p> <p>(5) 銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）</p> <p>(6) 第2号の展示場若しくは研究施設又は第4号の物品販売店若しくは飲食店（以下「展示場等」という。）に附属する工場であつて、その作業場の床面積の合計が2,500平方メートル（当該展示場等の延べ面積の合計が2,500平方メートル未満である場合にあっては、当該延べ面積の合計の面積）未満であるもの</p>

■大阪港臨港地区の分区における建設可能な港湾施設

港湾法第2条第5項の港湾施設			商 港 区	特 殊 物 資 港 区	工 業 港 区	保 安 港 区	マ リ ー ナ 港 区	修 景 厚 生 港 区
1号	水域施設	航路、泊地及び船だまり	×	×	×	×	×	×
2号	外かく施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○	○
3号	けい留施設	岸壁、けい船浮標、けい船杭、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場	○	○	○	○	○	○
4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	○
5号	航行補助施設	航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	○
6号	荷さばき施設	固定荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	○	○	×	×
7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合場及び宿泊所	○	○	×	×	○	○
8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	○※	○	○	○	×	×
8-2号	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第13号に掲げる施設を除く。）船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	○	○	○	×
8-3号	港湾情報提供施設	案内施設、見学その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○	×	○	○
9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	×	×
9-2号	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第13号に掲げる施設を除く。）	×	○	○	×	×	×
9-3号	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○
10号	港湾厚生施設	船舶乗務員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	○
10-2号	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第14号に掲げる施設を除く。）	○	○	○	○	○	○
11号	港湾施設用地	前各号の施設の敷地	×	×	×	×	×	×
12号	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	○	○	×	○
13号	港湾役務提供用移動施設	船舶の着離岸を補助するための船舶、船舶のための給水・給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両	×	×	×	×	×	×
14号	港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設	×	×	×	×	×	×

※ 危険物置場及び貯油施設を除く

■大阪港臨港地区の分区における建設可能な建築物

建築物その他の構築物	要件等詳細	商 港 区	特 殊 物 資 港 区	工 業 港 区	保 安 港 区	マ リ ー ナ 港 区	修 景 厚 生 港 区
事務所	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者の事務所	○	○	○	×	×	×
	危険物又は危険物以外の油類を取り扱う業を営む者の事務所	×	×	×	○	×	×
	レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブ事務所	×	×	×	×	○	×
	税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所	○	○	○	○	○	○
工場等	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設及びその附帯施設	○	○	○	×	×	×
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場	×	×	○	×	×	×
	展示場若しくは研究施設又は物品販売店若しくは飲食店に附属する工場であって、その作業場の床面積の合計が2,500平方メートル（当該展示場等の延べ面積の合計が2,500平方メートル未満である場合にあっては、当該延べ面積の合計の面積）未満であるもの	×	×	×	×	×	○
情報処理施設、電気通信施設	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業等の用に供するもの	×	×	○	×	×	×
	港湾の利用の高度化を図るためのもの	○	×	×	×	×	×
研究施設及びその他附帯施設	工場に附帯するもの	×	×	○	×	×	×
	特になし	×	×	×	×	×	○
卸売展示施設及びその附帯施設	荷さばき施設又は保管施設に附属するもの	○	×	×	×	×	×
トラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設	港湾の流通機能の高度化を図るためのもの	○	×	×	×	×	×
自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業の利便の用に供するためのもの	○	○	○	×	×	×
ガソリンスタンド	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者の事業の利便の用に供するためのもの	○	○	○	×	×	○
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設の事業の利便の用に供するためのもの	×	×	○	×	×	○
	特になし	×	×	×	×	×	○
消火施設その他の危険防止施設	特になし	×	×	×	○	×	×
用具倉庫及び船舶上架施設	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等のためのもの	×	×	×	×	○	×
宿泊所	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者のためのもの	○	×	○	×	×	×
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設及び工場に附帯する研究施設及びこれらの附帯施設に従事する者のためのもの	×	×	○	×	×	×
	レクリエーション用船舶の利用者のためのもの	×	×	×	×	○	×
診療所	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者のためのもの	○	×	○	×	×	○
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設及び工場に附帯する研究施設及びこれらの附帯施設に従事する者のためのもの	×	×	○	×	×	○
	特になし	×	×	×	×	×	○

■大阪港臨港地区の分区における建設可能な建築物

建築物その他の構築物	要件等詳細	商 港 区	特 殊 物 資 港 区	工 業 港 区	保 安 港 区	マ リ ー ナ 港 区	修 景 厚 生 港 区
旅館、ホテル (風営法第2条第6項第4号の営業に供するものを除く。)	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者の利便の用に供するためのもの	○	×	×	×	×	○
	レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するためのもの	×	×	×	×	○	○
	特になし	×	×	×	×	×	○
物品販売店等 (風営法第2条第6項第5号の営業の用に供するものを除く。)	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店	○	○	○	×	×	○
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設及び工場に附帯する研究施設及びこれらの附帯施設に従事する者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店	×	×	○	×	×	○
	レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するための物品販売店	×	×	×	×	○	○
	物品販売店	×	×	×	×	×	○
飲食店 (風営法第1項第1号から第3号までの営業の用に供するものを除く。)	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者の利便の用に供するためのもの	○	○	○	×	×	○
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設及び工場に附帯する研究施設及びこれらの附帯施設に従事する者の利便の用に供するためのもの	×	×	○	×	×	○
	レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するためのもの	×	×	×	×	○	○
	特になし	×	×	×	×	×	○
銀行業、保険業の用に供する店舗 (郵便局を含む)	海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業、その他市長が指定する事業を行う者の利便の用に供するためのもの	○	○	○	×	×	○
	工場若しくは情報処理施設及び電気通信施設及び工場に附帯する研究施設及びこれらの附帯施設に従事する者の利便の用に供するためのもの	×	×	○	×	×	○
	特になし	×	×	×	×	×	○
スポーツ施設、レクリエーション施設	レクリエーション用船舶の利用者のためのもの	×	×	×	×	○	×
展示場、研修施設等	港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設、その他の共同利用施設	○	×	×	×	×	×
	展示場、研修施設	×	×	×	×	×	○
集会所、公会堂	レクリエーション用船舶の利用者のための集会所	×	×	×	×	○	×
	公会堂	×	×	×	×	×	○
図書館、博物館、水族館、展望施設、公衆浴場 (風営法第2条第6項第1号の営業の用に供するものを除く)、遊技場、劇場(同項第3号の営業の用に供するものを除く)、運動競技場及びその附帯施設	特になし	×	×	×	×	×	○

※風営法…風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。)

※倉庫、廃棄物処理施設等の港湾施設については港湾施設表による。